

彦 根 愛 知 犬 上 地 域  
新 ご み 処 理 施 設 整 備 事 業  
新 ご み 処 理 施 設 整 備 計 画  
(案)

令 和 4 年 8 月

彦根愛知犬上広域行政組合

## はじめに

本図書は、彦根愛知犬上広域行政組合が計画する新ごみ処理施設の整備に当たり、「彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書」の記載を基本として、整備計画の案を整理したものである。

本図書に掲載した地図は、国土地理院発行の電子地形図25000を使用したものである。

## — 目 次 —

第1章 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地.....	1-1
1.1 事業者の名称等.....	1-1
1.2 事業の名称.....	1-1
第2章 事業の目的および内容.....	2-1
2.1 対象事業の目的.....	2-1
2.2 対象事業の内容.....	2-1
(1) 対象事業の種類.....	2-1
(2) 対象事業の規模.....	2-1
1) 条例対象事業の規模.....	2-1
2) 関連施設の規模.....	2-1
(3) 対象事業実施区域の位置および面積.....	2-1
(4) 対象事業実施区域（施設位置）の検討経緯.....	2-5
(5) 対象事業の概要.....	2-6
1) 施設整備の理念・基本方針.....	2-6
2) 対象事業の規模等.....	2-8
3) 処理方式.....	2-9
4) 公害防止基準.....	2-11
5) 排水計画.....	2-11
6) 関係車両の主要走行ルート計画.....	2-11
(6) 施設配置計画等.....	2-14
(7) 工事計画の概要.....	2-16
(8) その他対象事業に関する事項.....	2-17
1) 環境配慮の方針.....	2-17
2) 関連施設の整備状況.....	2-18

## 第1章 事業者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地

### 1.1 事業者の名称等

名 称：彦根愛知犬上広域行政組合

代 表 者 の 氏 名：管理者 和田 裕行

主たる事務所の所在地：犬上郡豊郷町四十九院1252 「豊栄のさと」内

### 1.2 事業の名称

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業

## 第2章 事業の目的および内容

### 2.1 対象事業の目的

現在、彦根愛知犬上広域行政組合（以下「本組合」という。）を構成する彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町（以下「1市4町」という。）の圏域内における可燃ごみ処理施設は、彦根市清掃センター（昭和52年稼働）と、彦根市以外の4町が利用するリバースセンター（平成9年稼働）の2施設があるが、いずれも経年使用による施設の老朽化が進んでいることから、新しいごみ処理施設の建設が喫緊の課題となっている。

また、近年ごみ処理行政においては、経済面、効率面での最適化を実現する方策として、広域的なごみ処理体制の構築が重要とされている。

そこで、本組合では、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」（平成11年3月）を契機に、広域でのごみ処理を目指し、新たなごみ処理施設の整備を行うこととした。

### 2.2 対象事業の内容

#### (1) 対象事業の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設であって焼却により処理する施設の設置の事業

（滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）別表第6号に掲げる事業）

#### (2) 対象事業の規模

##### 1) 条例対象事業の規模

条例対象事業の規模（処理能力）は以下に示すとおりである。

- ・焼却施設：139t/日（69.5t/日×2炉、24時間稼働）

##### 2) 関連施設の規模

関連施設の規模（処理能力）は以下に示すとおりである。

- ・リサイクル施設：31t/日

#### (3) 対象事業実施区域の位置および面積

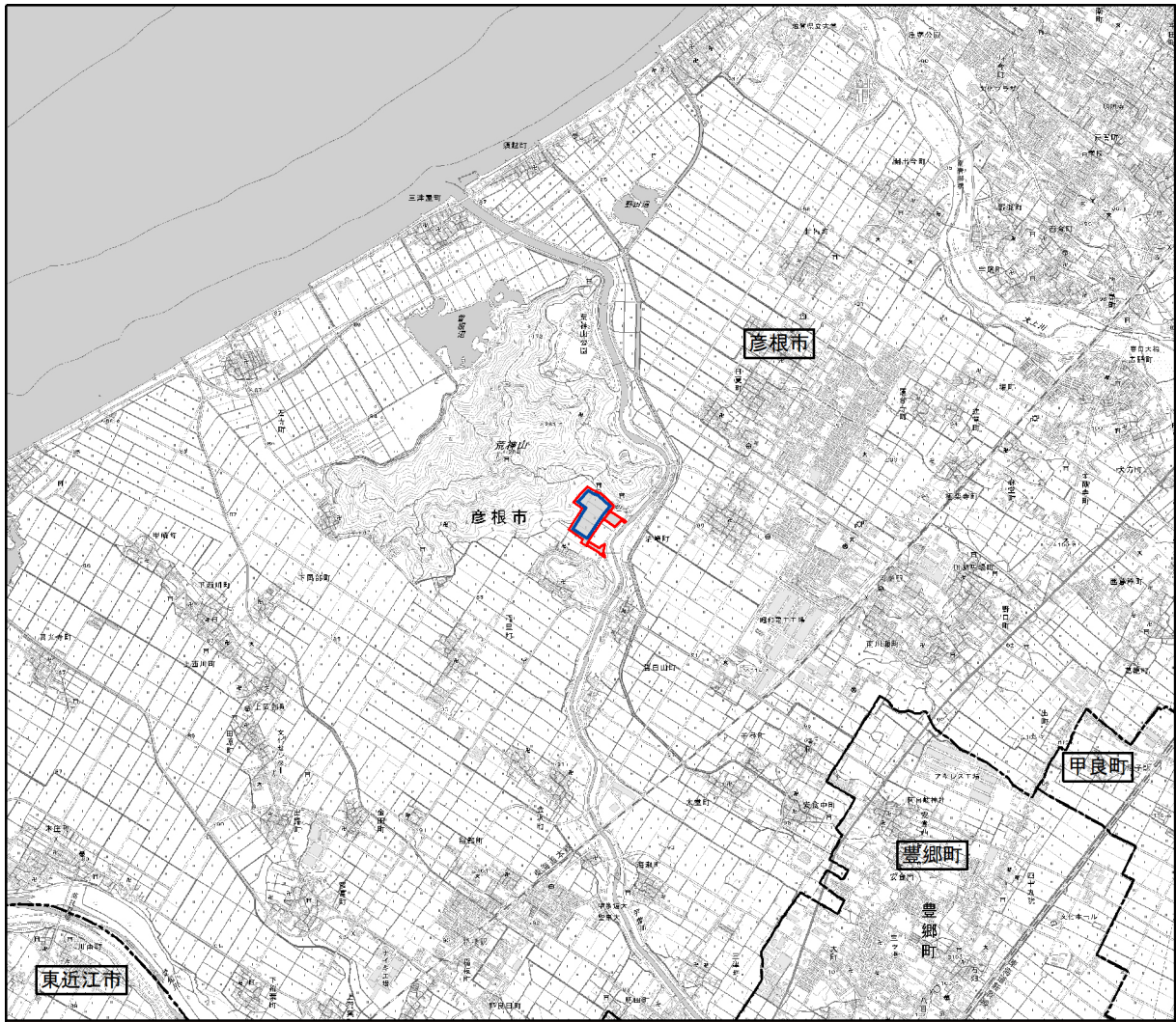
対象事業実施区域の位置および面積は、表 2-1に示すとおりである。

対象事業実施区域は、「(2) 対象事業の規模」に示した焼却施設およびリサイクル施設等の整備に加え、工事中に一時的に設置する工事用仮設道路等の範囲を含む区域であり、面積は約6.3haを予定している。

なお、工事中に一時的に設置する工事用仮設道路等の範囲は、焼却施設およびリサイクル施設等の供用開始前に現状復旧を行う計画である。対象事業実施区域のうち、現状復旧を行う工事用仮設道路等の範囲を除く、焼却施設およびリサイクル施設等の整備を行う区域（以下、「ごみ処理施設整備区域という。」）は、約5.2haを予定している。

表 2-1 対象事業実施区域の位置および面積

項目	内容
対象事業実施区域の位置	彦根市清崎町地先（西清崎）（図 2-1～図 2-3参照）
対象事業実施区域の面積	約 6.3 ha（うち、ごみ処理施設整備区域 約5.2ha）



凡例

- 対象事業実施区域
- ごみ処理施設整備区域

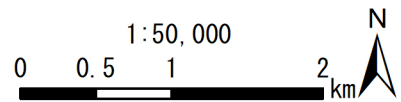


図 2-1 対象事業実施区域位置図 (広域図)

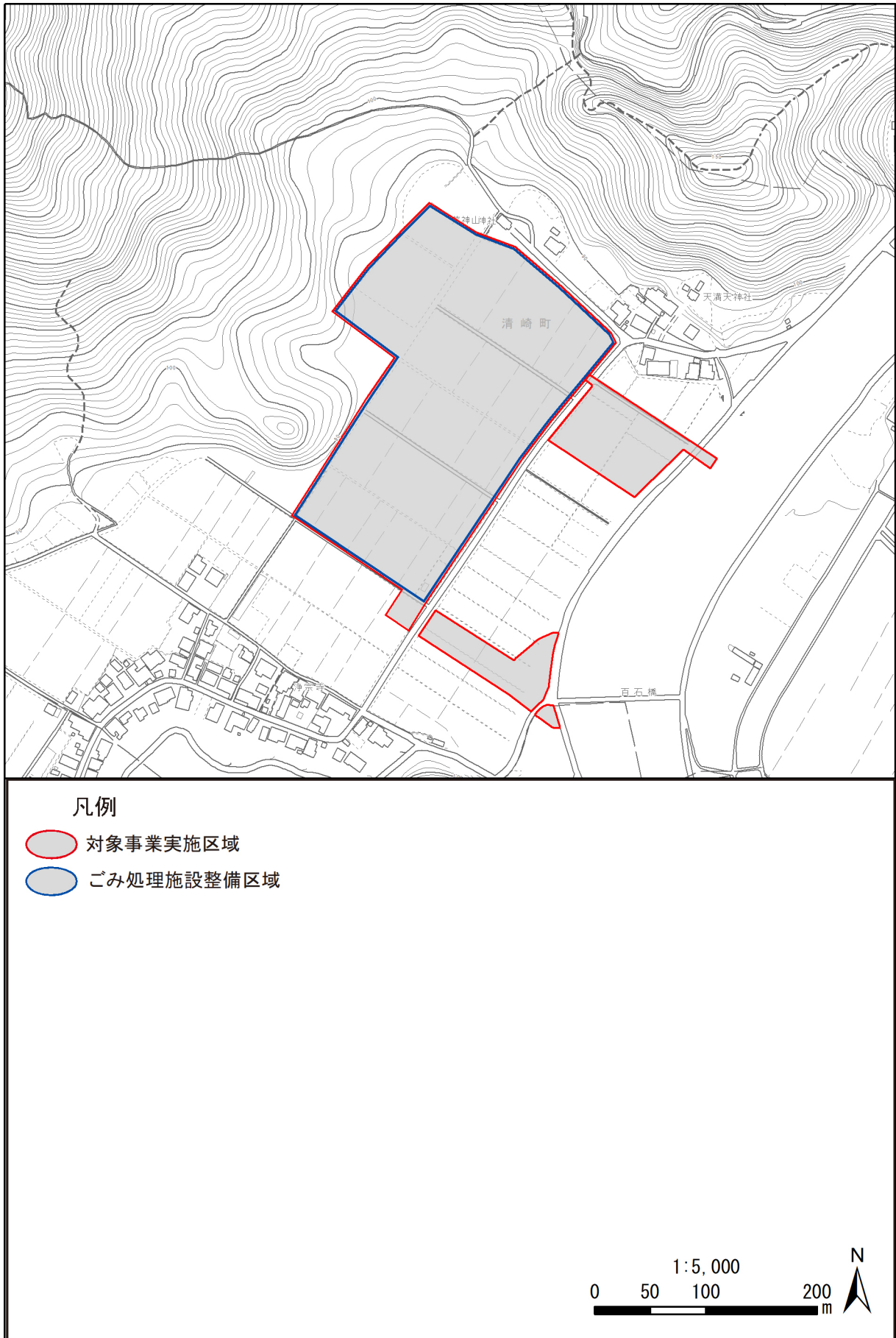




図 2-2 対象事業実施区域位置図 (拡大図)





(c)NTT インフラネット, Maxar Technologies.

凡例

-  対象事業実施区域
-  ごみ処理施設整備区域

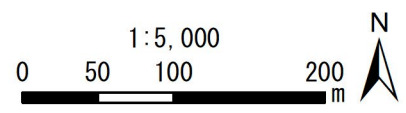


図 2-3 対象事業実施区域位置図（拡大図：航空写真）



#### (4) 対象事業実施区域（施設位置）の検討経緯

本組合では、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画（平成11年3月）」を契機に、広域でのごみ処理を目指し、検討を行ってきた。

その中で、平成20年度には「湖東地域広域ごみ処理施設整備基本構想（以下「基本構想」という。）」を策定し、建設候補地を選定したが、地盤の問題により断念することとなった。また、平成24年度には各市町からの推薦により再び建設候補地を選定したが、地元住民との折り合いがつかず、こちらも結果的に断念することとなった。

このことを受け、本組合ではこれまでの選定手法を見直し、より多くの住民にご理解、ご協力を得られるよう、公募方式により建設候補地を選定することを決定し、また行政主導ではなく独立した第三者機関として、平成26年12月、「彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会」を発足した。

選定委員会では、約2年3か月間、延べ15回にわたり慎重な議論・検討を行っていただき、平成29年2月、応募のあった5地域について評価、順位付けを行った報告書を提出いただいた。そして、その報告書を基に、本組合管理者会において議論・検討を行い、平成29年6月、愛荘町竹原区を建設候補地として選定した。

しかしその後、平成31年2月の組合議会定例会において、「建設候補地の白紙撤回を求める決議」が可決され、「応募5地区から再検討する」ことを提案いただいた。これを受け、平成31年4月4日に組合として建設候補地を愛荘町竹原区1か所に決定したことについて白紙撤回し、平成31年4月20日に改めて応募5地区に対する合同説明会を開催したところ、4つの応募地（彦根市原町、彦根市西清崎町、彦根市下西川町、愛荘町竹原区）から再選定への参加意向が示され、これら全てを建設候補地と決定した。

その後、各候補地周辺自治会住民を対象とした説明会、住民との意見交換会、圏域住民からの無作為抽出によるアンケート、組合議会議員との意見交換会、および管理者会を実施した。これらの結果と、平成29年2月時点の候補地選定報告書とを総合的に評価し、令和元年9月19日の管理者会において彦根市清崎町地先（西清崎）を最終候補地として選定、当該候補地での施設建設を前提とした「新ごみ処理施設整備基本計画」が令和元年10月21日の組合議会臨時会において承認された。

## (5) 対象事業の概要

### 1) 施設整備の理念・基本方針

本組合が新ごみ処理施設の整備を行ううえで定めた理念および基本方針は以下に示すとおりである。

#### 【理念1】ごみの安全・安心・安定的な処理が確保できる施設

新施設は、本組合1市4町から搬入されるごみ処理を担う施設であり、組合圏域から排出されるごみを処理するための基幹的な施設となる。よって施設の不具合等によりごみ処理に支障が生じれば、組合圏域における生活環境および公衆衛生に重大な影響を及ぼす。

以上を踏まえ、新施設では施設でのトラブルをできるだけ少なくし、ごみを滞ることなく安定して処理できる施設とする。

#### <基本方針>

- ごみ量・質による変動にも対応でき、長期間にわたり安定した稼働を持続的に行うことができるよう安定性を備えた技術を導入する。
- 事故が発生しないよう万全の対策を講じるとともに、施設の運転員が安心して快適で安全に働ける施設とする。
- 地域にとっても施設の運転員にとっても、十分な安全を確保するため、安全性や危機管理について万全の配慮を行う。
- 施設の建設および運転にあたっては、1市4町の住民の安心を確保するため、情報公開を積極的に行う。

#### 【理念2】環境への負荷の少ない施設

新施設の稼働にあたっては周辺環境への影響を最小限に抑えるよう配慮する必要がある。近年の環境負荷の低減施策においては、法規制の強化と施設を構成する機器・環境保全技術の発展により、排ガス、排水、悪臭、騒音、振動等による影響を小さく抑えることができ、法規制以上の水準を達成することは十分可能である。

以上を踏まえ、新施設ではダイオキシン類や、水銀をはじめとする有害物質や騒音・振動等の環境負荷を低減することが可能な施設とし、周辺環境との調和にも配慮するものとする。

#### <基本方針>

- 公害防止対策に万全を期し、周辺環境への負荷の少ない施設とする。
- 焼却施設では処理工程から発生する排ガス中の有害物質をできるだけ少なくし、リサイクル施設を含めて、周辺地域への騒音、振動、悪臭などの問題を生じさせない施設とする。
- 周辺環境との調和を図り、建物のデザインや色彩は、景観に十分配慮したものとする。

#### 【理念3】資源循環・エネルギーの回収に優れた循環型社会基盤施設

近年、限りある資源を有効に利用し続けることが特に重要視され、その役割を担う施設のひとつとしてごみ処理施設が評価されている。さらに、省エネルギーや高効率発電等、地球温暖化防止に貢献する技術の開発も進んできており、そのような技術を採用することにより

ごみ処理施設の資源循環・エネルギー回収に資する役割は更に大きくなるものと考えられる。また、住民一人ひとりが、ごみに対する意識を高め、ごみを減らす工夫を心がけ、もの大切さや自然・環境を愛する心を次世代に引き継ぐために、環境啓発施設としてのごみ処理施設が担う役割も大きくなっている。

以上を踏まえ、新施設ではごみからのマテリアルリサイクル（物質回収）、サーマルリサイクル（熱回収）を積極的に行い、また、情報提供や環境教育の充実を図り、循環型社会の構築に貢献できる施設とする。

<基本方針>

- マテリアルリサイクルおよびサーマルリサイクルを積極的に行う。
- 施設の省エネルギー化、および太陽光発電等の自然エネルギーの導入により、温室効果ガスの発生量を抑制するなど地球環境の保全に努める。
- ごみ減量や地球温暖化防止等の啓発拠点として、情報提供や環境教育に関する設備を導入する。
- 施設の見学ルートや見学対象は、ごみ処理の流れや発電の仕組み等がわかりやすいように設定し、見学者が興味を持って何度でも訪問してもらえるように工夫する。

【理念4】 経済性に優れた施設

ごみ処理施設は、1市4町の住民や国民の税金により建設・運営されるものである。新施設の整備・運営にあたっては、建設費だけでなく、施設を適正に維持管理しつつ維持管理費および補修費を抑えることが重要である。

以上を踏まえ、新施設は費用対効果についても十分考慮し、経済性に優れた施設とする。

<基本方針>

- 施設の計画・設計・建設から運営・維持管理・改修までを含めたごみ処理システム全体で、常に経済性や効率性に配慮し、ライフサイクルコストの適正化を図る。

【理念5】 災害に強い施設

東日本大震災の経験を踏まえ、今後、鈴鹿西縁断層帯を震源とする地震等、震災をはじめとする災害に対する対応策を予め準備しておく必要がある。

以上を踏まえ、新施設は災害時にもできる限り安定運転が可能とし、災害廃棄物処理および災害時のエネルギー供給等の拠点と成り得る、必要な設備を備える施設とする。

<基本方針>

- 大規模な災害が発生した際に一定の期間で災害廃棄物の処理ができるよう、余力のある処理能力を備えた設備を導入する。
- 平常時に排出されるごみとは性状が異なる災害廃棄物への対応が可能な処理技術を備える。
- 地震や水害により稼働不能とならぬよう、耐震化や燃料・資機材等の備蓄を考慮した災害に強い施設とするとともに、平時より災害時の廃棄物処理に係る訓練を行う。

【理念6】社会情勢等の変化への柔軟な対応ができる施設

ごみ処理施設は、長期間にわたり使用するものであり、その間には社会情勢等の変化により、求められる処理システムや公害防止基準が変化する可能性がある。

以上を踏まえ、新施設では社会情勢等の変化への柔軟な対応ができる施設とする。

<基本方針>

- 最新の技術を活用し、かつ、将来的な処理システムや公害防止基準の変化にも柔軟に対応することができる設備を導入する。

2) 対象事業の規模等

① 焼却施設の規模等

対象事業である焼却施設の規模等の概要は、表 2-2に示すとおりである。

表 2-2 焼却施設の施設規模

項 目		内 容
施設規模	災害廃棄物含む	139 t/日
	災害廃棄物含まず	128 t/日
処理対象ごみ量		34,362 t/年
処理対象ごみ		可燃ごみ（家庭系・事業系）、リサイクル推進施設から搬送された可燃粗大ごみおよび可燃残渣、災害廃棄物

注1) 施設規模は1炉あたり年間280日稼働として算出。

注2) 処理対象ごみ量は災害ごみを含まない。

② リサイクル施設の規模等

関連施設であるリサイクル施設の規模等は、表 2-3に示すとおり設定する。

表 2-3 リサイクル施設の施設規模

項 目	内 容
施設規模	31 t/日
処理対象ごみ量	7,123 t/年
処理対象ごみ	不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ（缶・金属類、びん類、ペットボトル、プラスチック、古紙・衣類、小型家電・乾電池・廃蛍光管）、その他（不法投棄ごみ等）

注1) 上記の施設規模は、土曜日・日曜日・年末年始を除く年間254日稼働（粗大ごみの受入・処理のみ日曜日・年末年始を除く年間305日稼働）として算出。



② リサイクル施設

リサイクル施設の処理方式の概要は、図 2-5に示すとおり想定している。

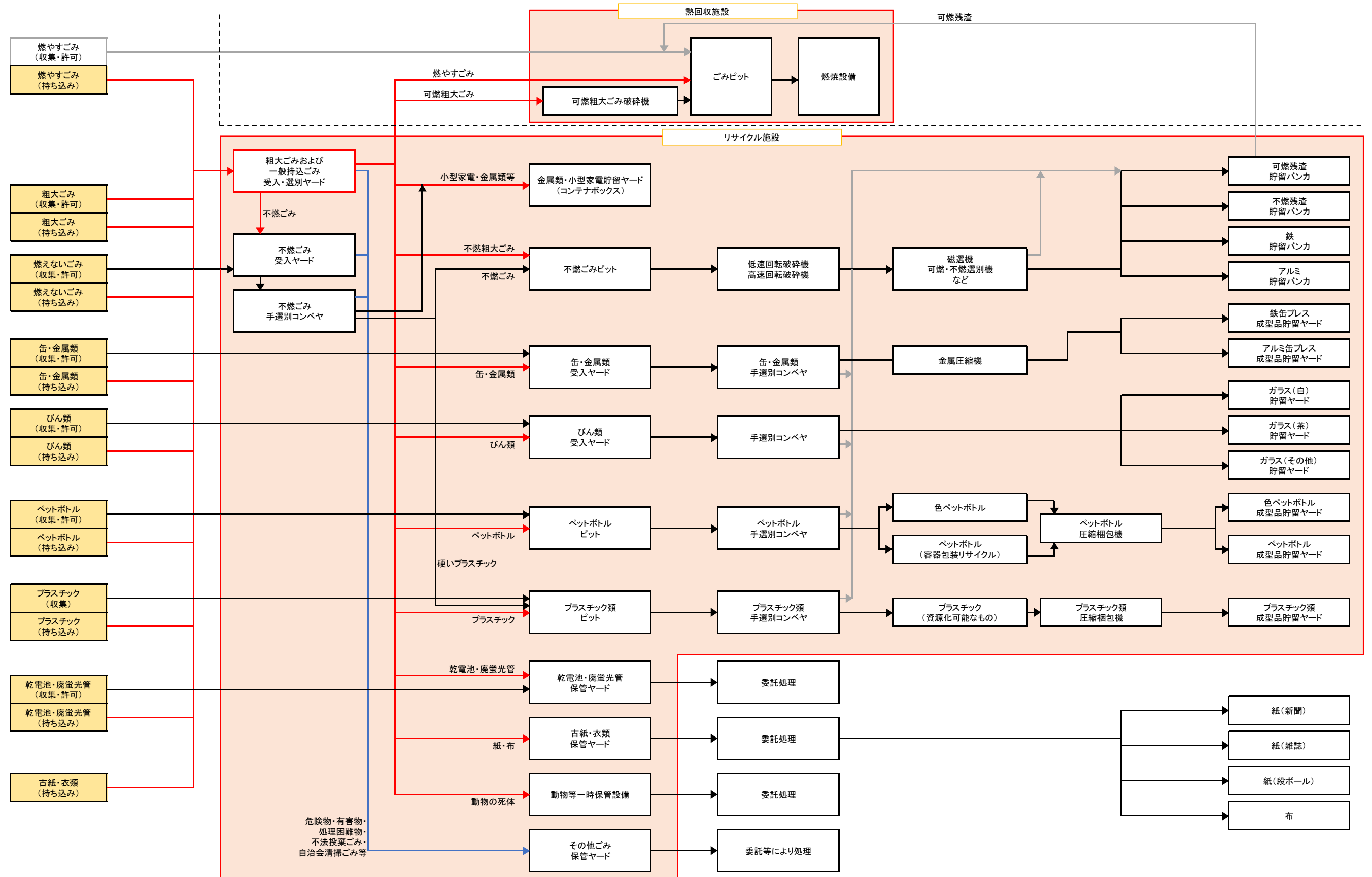


図 2-5 リサイクル施設の処理フロー



#### 4) 公害防止基準

新ごみ処理施設が環境保全のために大気質に関する目標とする値（以下「公害防止基準」という。）については、関係法令等の規制値（以下「法規制基準値」という。）、参考とした既存の彦根市清掃センターの公害防止基準よりも厳しい基準とし、表 2-4に示すとおりとする。

表 2-4 大気質に係る法規制基準値および新ごみ処理施設の公害防止基準

項 目	新ごみ処理施設 公害防止基準	法規制基準値	【参考】彦根市清掃センター 公害防止基準
ばいじん	0.01 g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	0.08 g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	0.01 g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下
塩化水素	30 ppm 以下	430 ppm 以下 (700mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )	30 ppm 以下
硫黄酸化物	30 ppm 以下	K 値 14.5 以下 (約 1,500ppm <sup>*</sup> ) ※新施設の現時点での排 ガス条件から換算	K 値 14.5 以下 (約 740ppm <sup>*</sup> ) ※清掃センター実績の排ガス 条件から換算
窒素酸化物	50 ppm 以下	250 ppm 以下	250 ppm 以下
ダイオキシ ン類	0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下
一酸化炭素	20ppm 以下 (4 時間平均値)	30ppm 以下 (4 時間平均値) 100ppm 以下 (1 時間平均値)	20ppm 以下 (4 時間平均値)
水 銀	30 μg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	30 μg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下	(平成 30 年 4 月 1 日から) 50 μg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> 以下

#### 5) 排水計画

新ごみ処理施設から発生する施設排水は施設内で処理後、公共下水道に放流する計画である。また、雨水については、ごみ処理施設整備区域内の調整池により流量等を調整した後、宇曾川に放流する計画としている。

#### 6) 関係車両の主要走行ルート計画

##### ① 彦根市による市道整備計画

本組合では、廃棄物運搬車両の走行に当たっては、彦根市が整備する市道の活用を想定している。整備される市道は、北側は大藪金田線、南側は稲村山農道と接続し、途中でごみ処理施設整備区域と接続する計画である。

市道の整備については、従来はごみ処理施設整備区域北側の大藪金田線および南側の稲村山農道を直線的につなぎ、建設候補地西側で荒神山を縦断する計画がされており、令和2年12月に公告・縦覧を行った「環境影響評価方法書」においても、当該整備計画の内容を示していた。

しかし、令和3年5月の彦根市長の交代を機に、環境保全等の観点から荒神山を縦断する整備計画が見直されることとなり、彦根市および本組合の検討・協議の結果、彦根市が事業者となり、荒神山を迂回する市道を設ける方針となった。見直し後の市道整備計画は図 2-6に示すとおりであり、荒神山を迂回する形で市道大藪金田線と稲村山農道を結び、途中ごみ処理施設整備区域の南側を通過する予定である。

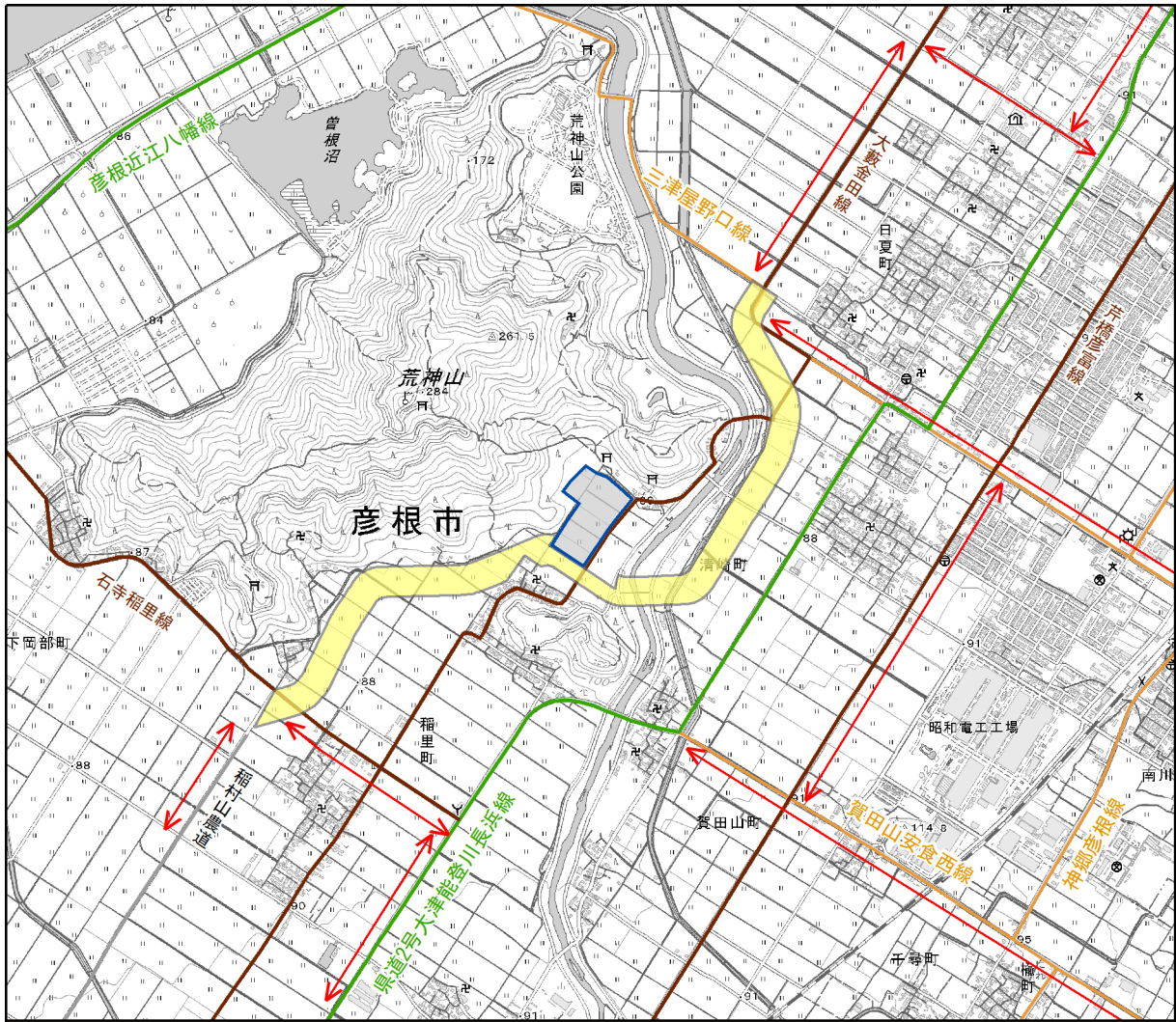
なお、従来の市道整備計画からの変更の詳細は、資料編に示すとおりである。また、図 2-6では幅を持ったルート帯を示しているが、詳細な線形はルート帯内で今後彦根市による検討が行われる。

## ② 関係車両の主要走行ルートの設定







本事業に係る供用後における廃棄物等運搬車両の主な走行ルートは、図 2-6に示すとおりである。

廃棄物等運搬車両は、一般国道8号や主要地方道大津能登川長浜線（県道2号）から、既存の一般県道・市道および彦根市が新たに整備する市道を経由してごみ処理施設整備区域に至る計画としている。

ただし、彦根市が新たに整備する市道は本施設の工事と同時期に進められる予定であるが、本施設の供用開始時点では北側工区区間の整備が完了する見通しとなっている。このため、本施設の供用開始時点では、すべての関係車両が北側工区区間を経由して廃棄物等の運搬を行う計画とする。その後、南側工区区間の開通に合わせて、北側工区区間に加え、南側工区区間を経由した廃棄物等の運搬を行う計画とする。



凡例

-  ごみ処理施設整備区域
-  廃棄物等運搬車両の主な走行ルート
-  市道整備ルート（彦根市）
-  主要地方道（県道）
-  一般県道
-  一般市道

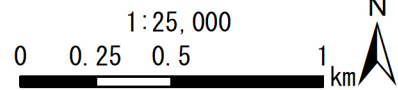


図 2-6 関係車両の主要走行ルート計画

## (6) 施設配置計画等

施設配置等の詳細は今後の設計において決定するが、計画段階配慮事項の検討を踏まえて、現時点で想定している施設配置は図 2-7に示すとおりである。

ごみ処理施設整備区域北側集落への騒音、振動、悪臭、景観の影響、ならびに土砂災害の影響に配慮して、主要施設はごみ処理施設整備区域の南側に配置する計画である。

焼却施設の煙突高さについては、計画段階における大気質および景観への影響検討の結果、80mより59mの方が環境的に優位となったことから、59mとする計画である。

なお、ごみ処理施設整備区域は「彦根市景観計画」における景観形成地域・地区には指定されていないが、伝統的集落の家並みや周辺山々の自然緑地と調和して、落ち着いたのどかな田園風景を醸し出している「田園集落ゾーン」に区分されている。このため、建築物の色彩や、敷地境界周辺および盛土法面を中心に実施する緑化等に当たっては、「田園集落ゾーン」における色彩および緑化措置に係る景観形成基準を遵守する。

<建築物の新築等（彦根市景観計画：田園集落ゾーン（色彩に係る項目の抜粋）>

- ・基調となる色は、落ち着いたものとし、マンセル表色系において次のとおりとする。

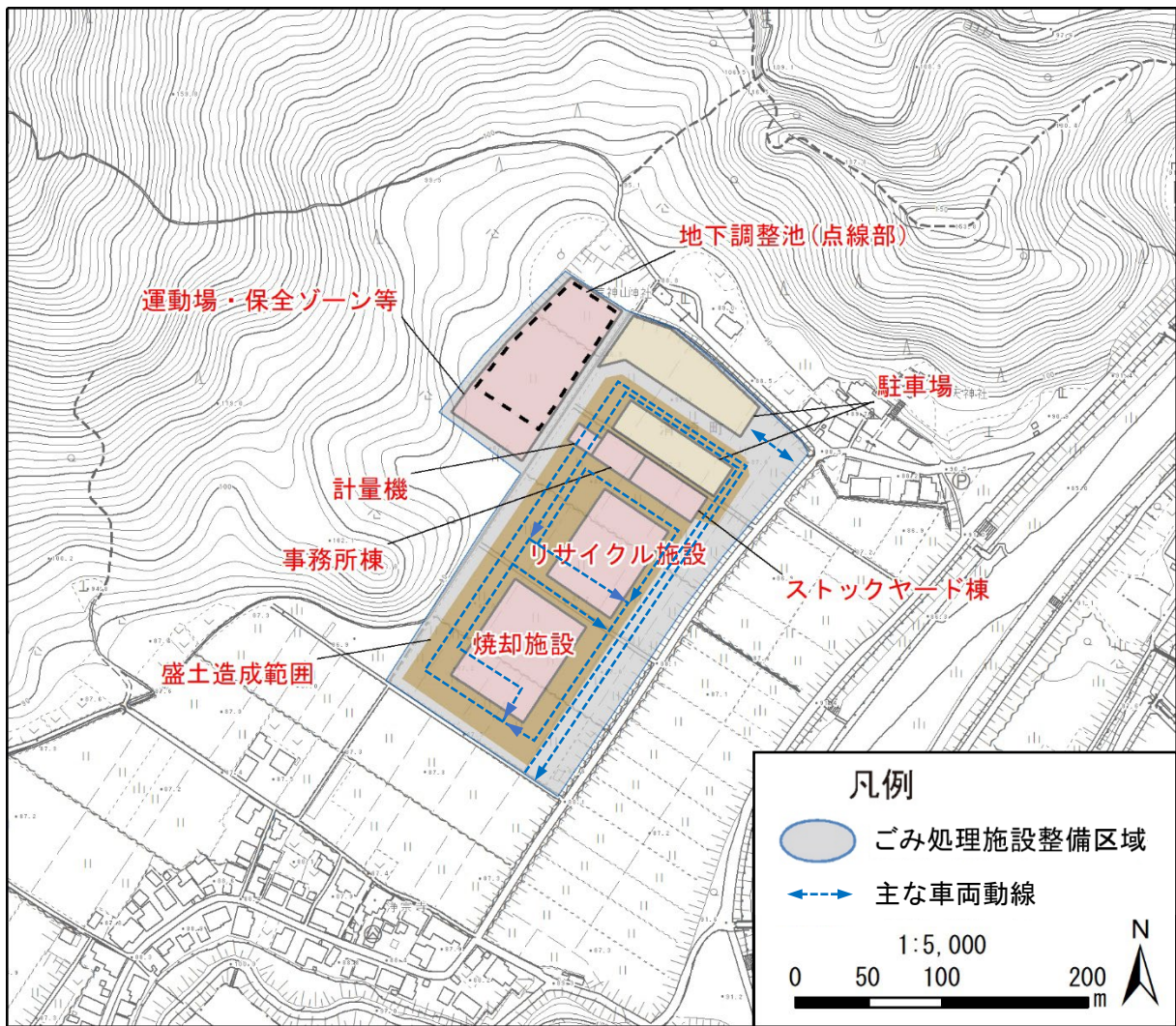
屋根の色彩 色相： — 明度：0~3 彩度：0~2 または N0~N6

壁面の色彩 色相： — 明度：0~6 彩度：0~6

<敷地の緑化措置（彦根市景観計画：田園集落ゾーン）>

- ・緑化率は、建築面積を除く敷地面積（150m<sup>2</sup>未満は除く）の40%以上を原則とする。
- ・敷地内の前庭には、特に中高木や生垣による緑化を図ること。
- ・植栽にあつては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。





注) 現時点の計画であり、変更になる可能性がある。なお、地下調整池は図中の黒点線の範囲内で整備を行う。

図 2-7 施設配置計画

(7) 工事計画の概要

想定する事業スケジュール（全体）は表 2-5に示すとおりである。また、敷地造成工事および施設建設工事において想定する事業スケジュール（工事）は、表 2-6に示すとおりである。

環境影響評価は令和5年度までの実施を予定しており、あわせて都市計画決定手続きを行う。

敷地造成工事および施設建設工事は土木工事、建築工事およびプラント工事に大別される。このうち、土木工事では工事用道路整備工事、雨水排水設備設置工事、軟弱地盤対策工事、敷地造成工事および外構工事を予定している。なお、敷地造成後に造成地盤の沈下が生じることが想定されることから、余盛（盛土材の追加）を行う計画である。また、建築工事では山留工事、杭工事、掘削工事、地下躯体・基礎工事および地上躯体・外装・内装工事、プラント工事では機器据付工事を予定している。

表 2-5 想定する事業スケジュール（全体）

項目/年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
施設整備・敷地造成基本設計	■									
敷地造成実施設計		■								
施設整備事業者選定			■							
環境影響評価	■									
都市計画決定手続	■									
敷地造成工事および施設建設工事					■					

注) 現時点の計画であり、変更になる場合がある。

表 2-6 想定する事業スケジュール（全体）

工種		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
土木工事	準備工事	■						
	工事用道路整備工事	■						
	雨水排水設備設置工事	■	■					
	軟弱地盤対策工事		■					
	敷地造成工事		■					
	余盛工事			■				
	外構工事				■			
建築工事	山留工事	焼却施設	■					
		リサイクル施設		■				
	杭工事	焼却施設		■				
		リサイクル施設			■			
		他施設			■			
	掘削工事	焼却施設			■			
		リサイクル施設				■		
		他施設				■		
	地下躯体・基礎工事	焼却施設			■			
		リサイクル施設				■		
		他施設					■	
	地上躯体・外装・内装工事	焼却施設				■		
リサイクル施設						■		
他施設						■		
プラント工事	機器据付工事	焼却施設			■			
		リサイクル施設				■		
試運転						■		
供用							■	



## (8) その他対象事業に関する事項

### 1) 環境配慮の方針

本事業の実施にあたっては、計画段階環境配慮事項も踏まえて、周辺住居地域への環境負荷や自然環境への影響を可能な限り低減するために、以下に示す環境配慮を検討する。

#### <工事の実施>

- ・土地の改変に伴う発生土砂は、極力、対象事業実施区域内で再利用することを検討し、敷地外へ搬出する土砂運搬車両の台数を減らすことにより、沿道の騒音・振動・大気質への影響を軽減する。
- ・工事車両の走行にあたっては、安全運転の励行および車両管理を徹底する。また、沿道の通行時間帯の分散に努め、沿道の騒音・振動・大気質への影響を軽減する。
- ・工所用車両の洗浄を励行し、敷地内外の路面への土砂の堆積を防ぎ、粉じんの飛散防止に努める。また、強風時や砂じんの発生しやすい気象条件の場合には適時散水等の対策を講じる。
- ・建設工事に使用する重機（建設機械）は、周囲への騒音・振動・大気質の影響を極力低減するよう配慮する。
- ・工所用車両の運行にあたっては、規制速度の遵守や地元住民の優先走行等を徹底するよう運転手の教育・指導を徹底し、交通安全の確保にも十分に留意する。

#### <施設の存在・供用>

- ・施設の供用に伴うごみ処理施設整備区域北側集落への騒音、振動、悪臭、景観の影響、ならびに土砂災害の影響に配慮して、特に施設の存在・供用時の環境影響が想定される焼却施設はごみ処理施設整備区域の南側に配置する。
- ・最新の排ガス処理設備の導入を検討すると共に、焼却炉の適切な燃焼管理を行うことにより公害防止基準を遵守し、煙突から排出される大気汚染物質による周辺環境への影響を極力低減する。
- ・施設の稼働音が敷地外へ漏れるのを防ぐため、低騒音型の機器の採用や、必要に応じて吸音対策を施した室内への機器の設置等の対策を行う。
- ・施設から発生する振動が周辺環境へ影響しないよう、低振動型の機器を採用するとともに、特に振動を発生する機器については、必要に応じて防振ゴムの設置や独立基礎とする等の対策を行う。
- ・ごみピット内を負圧に保ち、臭気の外部漏洩を防止すると共に、ごみピットから発生する臭気は焼却炉の燃焼空気として吸引し、焼却炉内でごみと共に熱分解する。また、プラットホーム出入り口には必要に応じてエアカーテンを設置するなどの臭気の漏洩対策を検討する。
- ・ごみ処理の過程で発生するプラント排水および従業員の活動に伴う生活排水は施設内で処理後、公共下水道に放流する。
- ・建屋および煙突の形状および配色に配慮し、また、敷地の周囲に植栽を施すことにより、周辺景観環境との調和を図る。特に、北側参道・家屋に対して擁壁・施設による圧迫感の影響については、造成区域周囲の構造・形状の工夫により低減する。
- ・廃棄物等運搬車両の運行にあたっては、決められたルートを走行するほか、規制速度の遵守を行うよう運転手を教育・指導し、交通安全の確保にも十分に留意する。
- ・土砂災害時の対応に配慮して、施設は土砂災害警戒区域から可能な限り離隔を確保して配置する。

## 2) 関連施設の整備状況

本施設の設置にあたり必要とする関連施設の整備状況については、以下に示すとおりである。

### <接続道路>

- ・ ゴミ処理施設整備区域の北東角から南東角までに面し市道大藪金田線が整備・供用されている。

本施設に至る道路の一部においては、狭窄区間があり円滑な施設運営に支障が生じる恐れがあることから、彦根市において本施設へのアクセスルートを兼ねる道路として、彦根市日夏町地先から稲里町地先を結ぶ新たな南北幹線道路の整備が事業化されている。

### <上水道>

- ・ ゴミ処理施設整備区域の北部、南部に位置する彦根市清崎町（西清崎）の集落へ給水するため本施設に隣接する道路に上水道網が整備されている。

本施設で使用する上水については、上記の既存上水道に接続予定である。

### <下水道>

- ・ 彦根市清崎町（西清崎）の下水を処理するため、本施設に隣接する道路に下水道網が整備されている。

本施設からの施設排水については、上記の下水道に接続予定である。